

鹿屋市地域間幹線系統確保維持費補助金交付要綱等の一部を改正する要綱
(鹿屋市地域間幹線系統確保維持費補助金交付要綱の一部改正)

第1条 鹿屋市地域間幹線系統確保維持費補助金交付要綱（平成18年鹿屋市告示第16号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「印」を削る。

(鹿屋市地方公共交通特別対策事業運行費補助金交付要綱の一部改正)

第2条 鹿屋市地方公共交通特別対策事業運行費補助金交付要綱（平成19年鹿屋市告示第38号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「印」を削る。

(鹿屋市市民活動総合補償制度要綱の一部改正)

第3条 鹿屋市市民活動総合補償制度要綱（平成20年鹿屋市告示第19号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「印」を削る。

(鹿屋市自治公民館等の整備に伴う原材料支給要綱の一部改正)

第4条 鹿屋市自治公民館等の整備に伴う原材料支給要綱（平成22年鹿屋市告示第84号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第3号様式中「印」を削る。

(鹿屋市地域コミュニティ協議会の設立準備等に関する要綱の一部改正)

第5条 鹿屋市地域コミュニティ協議会の設立準備等に関する要綱（平成25年鹿屋市告示第39号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第3号様式中「印」を削る。

(鹿屋市市民活動支援事業補助金交付要綱の一部改正)

第6条 鹿屋市市民活動支援事業補助金交付要綱（平成25年鹿屋市告示第49号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第8号様式及び別記第10号様式中「印」を削る。

(鹿屋市地域づくり推進員等設置要綱の一部改正)

第7条 鹿屋市地域づくり推進員等設置要綱（平成26年鹿屋市告示第40号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「印」を削る。

(鹿屋市地域コミュニティ協議会の設立等に関する要綱の一部改正)

第8条 鹿屋市地域コミュニティ協議会の設立等に関する要綱（平成26年鹿屋市告示第115号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第3号様式中「印」を削る。

（鹿屋市地域おこし協力隊起業等支援補助金交付要綱の一部改正）

第9条 鹿屋市地域おこし協力隊起業等支援補助金交付要綱（平成28年鹿屋市告示第27号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第4号様式中「印」を削る。

（鹿屋市町内会ネットワーク推進事業交付金交付要綱の一部改正）

第10条 鹿屋市町内会ネットワーク推進事業交付金交付要綱（平成29年鹿屋市告示第33号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第4号様式中「印」を削る。

（鹿屋市基地周辺町内会等に対する自治公民館等整備事業補助金交付要綱の一部改正）

第11条 鹿屋市基地周辺町内会等に対する自治公民館等整備事業補助金交付要綱（平成29年鹿屋市告示第34号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第2号様式、別記第3号様式、別記第4号様式及び別記第6号様式中「印」を削る。

（鹿屋市地域おこし協力隊活動支援助成金交付要綱の一部改正）

第12条 鹿屋市地域おこし協力隊活動支援助成金交付要綱（平成31年鹿屋市告示第48号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第4号様式、別記第5号様式及び別記第6号様式中「印」を削る。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。